

杉並区災害備蓄品管理システム導入及び運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

杉並区の災害備蓄品の維持管理は、従来表計算ソフトを活用し、品名、備蓄場所、購入年月、賞味期限、入替年度等の管理を行ってきました。また、発災時には内閣府の提供する物資調達・輸送調整等支援システム（以下、「内閣府システム」という。）を使用した物資の需給調整を行うため、内閣府システムで定義される管理項目に日頃表計算ソフトで管理している品目を当てはめ、年数回更新作業を行っていました。

しかしながら、表計算ソフトを使用した備蓄品の管理は、備蓄する品目、用途の増加により複雑化しており、内閣府システムに備蓄品を登録する際、防災課で管理している管理項目と内閣府システムの管理項目とで差異があるため、事実上二重管理の状態となっています。

いつ発生するかわからない大地震に備え、防災課では発災時に災害対策本部の運営、関係機関及び各震災救援所との連携を綿密に行いつつ、避難者（在宅避難者を含む）に対する物資の提供、国等への物資の調達依頼などを正確かつ迅速に行う体制づくりが急務となっています。

以上のことから、平時における備蓄品の管理及び発災時における救援物資を適正に管理するため、「杉並区災害備蓄品管理システム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル」を実施します。

本システムを導入することにより平時には台帳管理の複雑化を解消し、災害備蓄品管理を効率的に行うとともに、発災時には内閣府システムと連携し、避難所等各施設の備蓄品の過不足状況の把握や、効率的な備蓄品の配分等が迅速かつ効率的に運用できると考えています。

このため、事業の選定に当たり、①台帳管理の複雑化の解消②内閣府システムとの連携③システムの操作性等を重視し、質の高い事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2. 業務概要

(1) 業務名

杉並区災害備蓄品管理システム導入及び運用保守業務

(2) 業務内容

システムの導入、データの移行と整備、本稼働に向けた支援、システムの運用及び保守とし、以下の要件を備えたシステムであること。

① システム要件

(ア) システム形態は、インターネットクラウド方式とし、安全性の高いクラウドサービスのプラットフォームを採用していること。

(イ) システム構成について、システムの稼働環境は外部のインターネットデータセンターに配置することとし、データセンターの要件は以下のとおりとする。

- ・地理及び設備：立地に起因する各種災害に対する対策がなされた施設であり、且つ、災害等により施設の給電が停止した場合であってもデータセンサーを継続して稼働できるよう、無停電電源装置や発電設備等を有していること。
- ・冗長構成：データセンター（サーバー拠点）の被災リスクを踏まえ、データセンターは同一拠点に配置せず、外部のバックアップセンター（バックアップ拠点）との冗長構成とすること。
- ・バックアップ：日次でバックアップを取得し、バックアップデータは冗長化して保管すること。
- ・セキュリティ体制：24 時間 365 日監視・運用体制を確保し、障害規模に応じ有人対応（メール可）すること。
- ・危機管理体制：災害や通信障害等、想定し得る有事の際に対してバックアップ体制を確保していること。

(ウ) 機能要件

- ・基本機能：アカウントごとに ID/パスワードを設定する機能を有し、且つ、アカウントごとに利用できる機能権限や編集権限を付与する機能を有すること。
- ・データ編集機能：必要とする入力項目（列）について、データの追加、編集、削除が可能であり、外部出力等したデータを CSV 形式で出力することが可能であること。
- ・既存の備蓄品管理に入力された Excel ファイルのデータを内閣府システムに取り込むために必要なデータを作成するプログラムの提供を行えること。
- ・オフライン利用：災害時にインターネットが不通となった場合に備え、バックアップデータを Excel ファイルに出力し、通信が不通の間は、当該 Excel ファイルで編集を行えること。
- ・その他：システム導入にあたっては、受託者が保有するパッケージ機能を可能な限り活用し、必要最低限のカスタマイズとすることで、以後のバージョンアップ対応等を容易にすること（カスタマイズにより、パッケージの保守性を損なう場合は、事前に区と協議すること。）。

(エ) セキュリティ要件

- ・ID/パスワードにより利用者認証を行う機能を設けること。また、ID に応じて実行可能な機能の制御が可能であること。
- ・ウイルス対策：マルウェア（ウイルス、ワーム、ボット等）対策として、データ

センターのサーバー内にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常時最新に保つこと。

- ・不正アクセス対策データセンターは、外部環境からの不正アクセスに対して、ファイヤウォール、進入検知・防御システム（IDS/IPS）等の導入により、システムの安全性を保つこと。

（オ）非機能要件

- ・規模要件：システムの利用者は同時ログイン（情報の閲覧）を 300 名、同時アクセス（情報の登録）を 120 名とすること。また、システムの利用場所として、区役所本庁舎、井草防災拠点（旧杉並中継所）、各地域区民センター、震災救援所、二次救援所・福祉救援所を見込むこと。
- ・利用区分及びアカウント数（基準）：下表のとおり。

利用区分	システム利用概要	人数
管理者	平時において備蓄情報の更新作業を行う者	2 名
利用者	災害時における震災救援所等避難施設、災害備蓄倉庫における備蓄品の出納情報の登録及び参照する利用者	120 名
	備蓄品の出納情報の参照、電子地図上に表示された避難所情報の閲覧する利用者	300 名
訓練者	平時において訓練用の環境を利用してシステムを操作できる者	5 名

② システム環境

システムの利用設定については、災害対応時の情報提供を十分に考慮し、区が保有する基礎情報のほか、学校防災倉庫及び災害備蓄倉庫に保管している備蓄品の初期データ等について登録を行うものとする。

（ア）クライアント側の動作要件

分類	要件名	詳細
ソフトウェア	動作環境	Windows11 以降 ※利用時点で Microsoft 社がサポートする OS
	ブラウザ	Microsoft Edge（Chromium 版）、 Google Chrome（最新版）
		モバイル版は、Anroid または iOS の標準ブラウザで動作可
	その他	パソコン版は、クライアント環境へのプラグイン等のダウンロードは不可
ネットワーク	通信プロトコル	インターネット経由での接続は HTTPS 通信（暗号化通信）とする

(イ) モバイル連携

スマートフォン及びタブレット端末から、備蓄品の出納情報を登録できること。また、スマートフォン及びタブレット端末用に適した画面表示ができること。

③ 運用保守

(ア) 運用・保守体制

- ・サポート窓口を明確にすること。
- ・システムの円滑な運用の実現と、システム管理者からの各種問い合わせに対して、技術支援を含め適切な対応及び回答ができる体制を構築すること。

(イ) 平時対応

サポート受付は、平日 9 時 00 分～17 時 15 分までとすること（平時は、土曜、日曜、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除いた日程とする）。

④ 障害・緊急対応

(ア) 障害発生時の連絡受付窓口は、平日 09 時 00 分から 17 時 15 分まで常時受付可能とすること。災害発生時には、可能な限り対応すること。

(イ) 緊急を要する障害の場合、Web 上で障害に関するお知らせを表示すること。

⑤ 操作訓練協力

(ア) 休日の発災を想定した期間訓練等に参加し、システムの操作に関する支援を行うこと。

(イ) 訓練で利用するシステムのデータ作成など、事前準備を支援すること。

⑥ 操作研修の実施

システムの導入にあたり、区の要請に従い、操作研修を実施すること。

(3) 履行期間

① 導入業務

契約締結の翌日から令和 8 年 2 月 28 日まで（予定）

② 運用保守業務

令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（予定）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

※令和 8 年度の委託契約については、「9. 選定結果に基づく委託可能期間」を参照してください。

(4) 事業規模

① 導入業務に係る経費

935,000 円（消費税を含む）（上限額）

② 運用保守業務に係る経費

令和 7 年度 150,000 円（消費税を含む）（上限額）

令和 8 年度 1,800,000 円（消費税を含む）（参考金額）

※令和 8 年度の運用保守業務に係る経費については、予算が確定していないため、

本プロポーザルの評価における参考金額とし、契約金額として確約するものではありません。また、この参考金額は履行期間を 12 か月間とした場合の金額です。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 本実施要領公表時点において、杉並区競争入札参加資格者名簿に登録された者で、業種「121 情報処理業務」に登録があること。

4. 実施手順

公募から委託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下の通りです。

内容	期日等
実施要領の公表	令和 7 年 7 月 28 日（月）
質問の受付期間	令和 7 年 7 月 28 日（月）から 令和 7 年 8 月 12 日（火）午後 5 時まで ※質問及び回答は、令和 7 年 8 月 22 日（金）までに、 区公式ホームページ上で一括して公開します。
参加申込書提出期間	令和 7 年 8 月 25 日（月）から 令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時必着 ※参加申込をせずに企画提案書を提出することはできません。
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 8 月 25 日（月）から 令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 5 時必着 ※参加申込書を提出しても、期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退とみなします。
第一次審査（書類審査）	令和 7 年 10 月 31 日（金）（予定） ※第二次審査の対象となる事業者を選定します。 ※第一次審査結果は令和 7 年 11 月 7 日（金）に発送す

	る予定です。
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 7 年 11 月 18 日（火）（予定） 場所・日時の詳細は、別途、第一次審査通過事業者 に通知します。
受託者候補者選定結果の通知	令和 7 年 11 月 25 日（火）発送（予定）

5. 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

（１） 質問の受付方法

「質問書」（様式 6）に質問内容を記載の上、E-mail（PDF ファイルにして添付）により提出してください。なお、提出の際は件名を「杉並区災害備蓄品管理システム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル質問書【事業者名】」としてください。

（２） 質問の受付先

「12. 担当課（問い合わせ先）」に同じ

（３） 質問の受付期限

令和 7 年 8 月 12 日（火）午後 5 時まで

（４） 質問の回答方法

令和 7 年 8 月 22 日（金）までに、区ホームページ上で回答を行います。

区公式HPアドレスは以下に示すとおりです。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>

6. 参加申込書、企画提案書等の提出

（１） 提出書類・提出部数

別紙「提出書類一覧」のとおり。

（２） 提出部数

提出書類は、正本 1 部・副本 7 部をそれぞれ製本（A4 縦長ファイルで綴じる）し、別紙「提出書類一覧」を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。また、表紙及び背表紙に、当該提出書類名「杉並区災害備蓄品管理システム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル 企画提案書等」を付し、事業者名も付してください。

（３） 提出方法

① 様式 1 「参加申込書」については電子メールでご提出ください。

② 様式 1 を除くその他の提出書類については確認を行うため、原則、持参としてください。（要事前予約）

なお、郵送の場合は、事前に連絡の上、封書表面の欄外に「杉並区災害備蓄品管理システム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル 応募書類在中」と朱書きし、提出書類の漏れがないようにしてください。

(4) 提出先

「12. 担当課（問い合わせ先）」参照

(5) 提出期限

① 参加申込書

令和7年9月5日（金）午後5時 必着

② 企画提案書等

令和7年9月16日（火）午後5時 必着

※持参、郵送いずれも、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(6) その他

企画提案書の提出と併せて、企画提案書の概要版（電子データ）を電子メールで提出してください。審査プロセスの透明化を図る観点から、受託者候補者選定後、応募事業者全者の概要版を選定結果と合わせて区公式ホームページで公表します。概要資料の書式は任意としますが、企画提案書の評価項目に当たる部分について記載することとし、最低限以下の項目を盛り込んだ上で1～2枚程度にまとめることを基本とします。ただし、事業者名やノウハウの記載については任意とします。

① 受託業務に対する考え方（取組姿勢）・提案内容の全体像

② 企画提案書に記載する以下の項目

（ア）日常的な備蓄品の維持管理業務

（イ）災害時における備蓄品の維持管理業務

（ウ）その他、他社より優れている機能、アピールポイント等

※評価項目に当たる部分を指定してください。

③ 提案によって期待される効果

④ 件名

7. 受託者候補者の選定手順

杉並区災害備蓄品管理システム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル選定会議（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定します。

なお、2（4）の事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は審査対象となりません。

また、選定会議で審査した結果、一定の点数に満たない事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

① 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	・ 経営状況は良好か ・ 杉並区内に本店または支店があるか
区内事業者	・ 杉並区内に本店または支店があるか
業務実績	・ 他自治体における導入実績があるか
業務遂行力	・ 業務の遂行体制は妥当か ・ 業務の遂行に当たり十分な技術者等がいるか

② 社会的責任に対する評価基準

評価項目	評価の内容
社会的責任	・ 適切な労働環境の保持、地域貢献、環境保護等の活動に積極的に取り組んでいるか ・ 区の施策や社会課題等へ適切に対応できるか (例：ISOなど公的認証の取得、職員のワークライフバランス、ジェンダー平等、障害者・高齢者雇用等)

③ 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務理解度	・ 杉並区の実情等を十分に理解した内容となっているか
提案内容の妥当性	・ 提案された実施内容は妥当か ・ 提案が専門的知識や技能に基づいているか ・ 操作性は高いか ・ 提案内容は、区が必要とするシステム要件、機能要件等を満たしているか ・ 内閣府システムとの連携が容易か ・ 今後の災害備蓄品の維持管理に対しても実効性があるか
業務に対する取り組み姿勢	・ 業務に対する取り組み姿勢が意欲的か
資料調整能力	・ 企画提案書は図等を使用し、一般的にみてもわかりやすく、見やすいものとなっているか
費用対効果	・ コストに見合った提案であるか
プレゼンテーション及びヒアリング	・ 説明が論理的で説得力があるか ・ 質問の受け答えが適切か (企画提案内容に対する評価も含む)

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定委員会で資格や内容等の審査を実施し、第二次審査対象事業者を選定（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3者程度を予定）します。

第一次審査の結果は、令和7年11月7日（金）（予定）までに、第一次審査参加事業者全てに対して通知します。

② 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得し、かつ最上位の事業者）を選定します。

プレゼンテーションの実施にあたり、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象となりません。

なお、主任技術者は必ずプレゼンテーションに参加することとします。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和7年11月25日（火）（予定）に通知する予定です。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8. 参加事業者の失格

参加資格の確認を受けた応募事業者が、資格確認後に、次の（1）から（5）までのいずれかに該当するときは失格とし、提案をすることができなくなります。その場合、既に提出されている企画提案書等は返却しません。

（1）提出書類に虚偽の記載があった場合

（2）参加資格を満たさなくなった場合

（3）企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

（4）応募事業者（応募予定者の関係者を含む）が、選定委員会等の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの募集に係る区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

①実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加

②実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等

- ③現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ④区が主催する審議会、意見交換会等への出席
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9. 選定結果に基づく委託可能期間

- (1) 本件の契約期間は、導入業務については契約締結の翌日から令和8年2月27日まで(予定)、運用保守業務は、令和8年3月1日から令和8年3月31日まで(予定)になります。令和8年度の運用保守業務の委託契約は、区議会において当該業務に係る経費を含んだ令和8年度予算案が可決・成立した場合で、令和7年度の導入業務及び運用保守業務が適切に履行されていると区が判断する場合に契約を締結することができるものとします。
- (2) 令和8年度以降の運用保守業務の委託契約は、区が実施するモニタリング(履行評価)の結果等により、前年度の業務が適切に履行されていると区が判断する場合に契約を締結します。なお、事業者が業務を継続することが適切でないと区が判断した場合、当該契約期間をもって契約を終了します。

10. 結果の公表

プロポーザル方式による透明性を確保するため、以下の内容については、区公式ホームページで公表します。

- (1) 件名
- (2) 選定事業者(事業者名及び所在地)
- (3) 参加事業者名(応募者が2者の場合も含む)
- (4) 選定経過
- (5) 選定理由
- (6) 選定委員の職名等及び氏名
- (7) 審査結果(評価項目及び評価点、評価点内訳)
- (8) 主管課
- (9) 選定会議会議録
- (10) 参加事業者全者の企画提案書概要版

11. その他の留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円としま

- す。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
 - (4) 提出された企画提案書等については返却しません。
 - (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
 - (6) 選定委員会で審査をした結果、一定の点数を満たす応募事業者がいなかった場合は、受託者候補者を選定しません。
 - (7) 契約の締結にあたっては、区指定の標準契約書を使用します。
 - (8) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
 - (9) 区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾が必要です。なお、プロポーザル競合した事業者は、原則、再委託先とすることができません。
 - (10) 失格要件に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の応募事業者と契約交渉を行います。

12. 担当課（問い合わせ先）

杉並区危機管理室防災課地域防災グループ担当 西本・牧・米世

所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所西棟6階）

電話：03-3312-2111（代表） 内線3604

E-mail：BOSAI-K@city.suginami.lg.jp